

生活困窮者に対する各種支援の実施状況

自治体名	北区
相談窓口	北区くらしとしごと相談センター
連絡先	03-6454-3104

就労準備支援事業 その他就労支援	<p>就労準備支援が必要であると判断された支援対象者に対して、個別の状況に応じた支援計画を策定し、①日常生活に関する支援（規則正しい起床・就寝やバランスのとれた食事摂取に関する助言、身だしなみの指導等）、②社会自立に関する支援（基本的なコミュニケーション能力の形成、ボランティア体験等）、③就労自立に関する支援（就労体験、模擬面接の実施や履歴書の書き方指導等）の3段階の支援を委託により実施しています。</p>
一時生活支援事業 その他緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ・都区共同の路上生活者対策事業として一時生活支援事業を実施しています。生活困窮者自立支援事業の所管とは異なる部署（生活福祉課相談係）で所管しているため、利用申込みや自立支援センター等入所後の支援状況について、支援調整会議等で情報共有を図りながら対応しています。 ・その他、自立相談支援事業の中で社会福祉協議会及び民間のフードバンクとの連携により、必要に応じて食糧の提供もしています。
家計改善支援事業 その他家計支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家計収支のバランスが取れていないなど家計から生活再建の見直しが必要な方に対して、家計管理に関する指導、将来的な家計収支の計画作成、貸付の利用案内等を行います。 ・必要に応じて、法テラスやサポート基金等の機関と連携しています。
子供の学習・生活支援事業 その他子供への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力や学習習慣の定着を目的とした学習支援事業として、地域の中に学習支援団体を立ち上げてもらうための支援や運営支援、子ども向けワークショップや親への養育支援などを委託で行っています。 ・対象は生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の小学生としています。 ・他部署にて、生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の中学生への学習支援事業を実施しています。